

スタートアップ資金調達支援事業 仕様書

1. 業務目的

- 本県では、2018年度に「Aichi-Startup 戦略」を策定するとともに、起業家支援プログラムやアクセラレータープログラムを開始した。2019年度以降は事業会社とのマッチングプログラムを加え海外のスタートアップ支援機関との連携を通じて、スタートアップ・エコシステムの土壌の醸成につながる取組を拡充してきた。
- さらに、2024年秋に運営開始予定の日本最大のインキュベーション施設である STATION Ai の開業に向け、スタートアップの創出・育成支援の取組を加速させているところである。
- 一方で、スタートアップの成長を促進するためには、スタートアップの財務基盤を強化するための資金供給が必要であり、この中心的な役割を担う VC（ベンチャーキャピタル）が首都圏等と比較して当地域には不足している。
- この課題を解決するため、当事業では、県と首都圏を始めとする多様な VC とのネットワークを強化し、当地域にキャピタリストを誘引することで、当地域のスタートアップの資金調達の円滑化を実現する。

【KPI】

- ・当地域のスタートアップの資金調達機会の増加
- ・当地域のスタートアップコミュニティにキャピタリストを誘引
- ・県や地域の事業会社と多様な VC との関係性の強化

2. 委託期間

契約締結日から 2024 年 3 月 29 日まで

3. 業務内容

(1) Aichi Partner VC 制度の運営

● パートナーVC との連絡調整

愛知県の認定するパートナーVC と適宜連絡調整を行い、(2)へのイベント参加などの調整・旅費の支払い等を行うこと。

● パートナーVC の認定支援

愛知県が開催するパートナーVC の認定に関する以下の支援を行うこと。

※パートナーVC の認定に関しては、常にパートナーVC の数が 15 社程度となるように、必要に応じて愛知県が実施する。

・ パートナーVC の追加・入れ替え候補の検討・提案

パートナーVC の追加・入れ替えの可否について検討を行い、必要に応じて、追加候補となるパートナーVC（CVC 含む）とキャピタリストを提案するとともに県に対して紹介すること。VC の提案にあたっては、本県のスタートアップ・エコシステムの現状や本県に拠点を設けるスタートアップの事業領域／投資ステージを加味した上で提案すること。なお、候補となる VC の提案は県側からも行う。

・パートナーVCの認定

県が開催するパートナーVCの認定委員会について、申請書の提出のあったパートナーVC候補の認定審査を行うこと。県のパートナーVCとしての適否を見極めることのできる人材（事業者の内部・外部を問わない。）を審査員として選定すること。なお、認定にあたっては、愛知県と協議を行うとともに、必要に応じて産業界や大学等のステークホルダーとも情報を密に取ること。また、すでに認定済みのVCの任期更新について、適宜VCとコミュニケーションを実施すること。

※ なお、現在パートナーVCとして認定されているVCは以下の通り（15社）である。任期については2023年3月31日までだが、2024年3月29日までの任期延長について調整中である。

株式会社iSGS インベストメントワークス、mint、KUSABI、Xtech Ventures 株式会社、株式会社グロービズ・キャピタル・パートナーズ、株式会社サイバーエージェント・キャピタル、株式会社サムライインキュベート、株式会社ジェネシアベンチャーズ、ゼロイチキャピタル合同会社、株式会社ディープロコア、株式会社デライト・ベンチャーズ、三菱UFJキャピタル株式会社、ライフタイムベンチャーズ、ANRI株式会社、インキュベイトファンド株式会社

(2) パートナーVCとスタートアップの定期的なミートアップ機会の提供

● ミートアップ事業の開催

ミートアップ事業を年4回以上、延べ参加VC数15社以上実施すること。なお、事業実施場所については、県と協議の上、会場手配は受託事業者が行うこととする。

● パートナーVCとの調整

事業に参加するパートナーVCとの調整を行うこと。

● スタートアップの募集・発掘

事業に参加するスタートアップを募集・発掘すること。募集・発掘にあたっては県内の大学やインキュベーション施設等のスタートアップ支援機関と連携すること（県外のVCが発掘することが難しい大学のシーズベースのスタートアップ等の発掘に努めること。）

● キャピタリストがコミュニティに参画するきっかけづくり

マッチング事業の開催に併せて、招いたVCと地域のスタートアップや事業会社を招いた交流イベント等を併せて開催すること等により、地域エコシステムにキャピタリストが加わる仕掛け作りをすること。

(3) 資金調達に関する相談体制の整備

● SNS等を用いた資金調達相談体制の整備

スタートアップがVC等の資金調達の専門家に気軽に相談できるような窓口体制について、SNS等を用いて整備すること。

(4) 資金調達勉強会等の開催

● 勉強会の開催（全2回、各回参加者20名程度）

VCやCVC等を講師としたスタートアップ向けの資金調達や事業会社向けのスタートアップ投資等の勉強会を開催する。

● スタートアップ・事業会社等の募集

参加するスタートアップや事業会社等の募集を行うこと。

- 交流機会の提供

同イベント参加者間のコミュニティづくりの場を設けること。

(5) 関連業務等

- パートナーVC等への旅費支給

本事業の実施に伴ってパートナーVCを愛知県に招く際にはパートナーVCの旅費（実費相当）を負担すること。なお、パートナーVC以外に講師等を招く場合の謝金、旅費等に関しては本事業の経費として事業者が支出すること。

- WEBページの作成

本事業に関するWEBページを制作すること。WEBページにはパートナーVCの情報、本事業に関するイベント情報、事業実績等を掲載すること。なお、WEBページはCMSやホームページ作成サービスを使用することとし、県職員も編集可能な状態で管理すること。

- SNS等を用いた情報発信

事業者が有するネットワークを活用してスタートアップや事業会社、その他のステークホルダーに対して、SNS等を活用して当事業を広く情報発信すること。

- 事業会社の巻き込み

当事業の実施にあたって、パートナーVCと県内の事業会社との接点を積極的に作ることで、県内事業会社の、投資を切り口としたスタートアップとのオープンイノベーションに誘引するきっかけづくりに努めること。

- 当事業の管理マネージャーの設置

当事業の管理マネージャーを設置すること。なお、管理マネージャーにはスタートアップのファンディングの知見を有するとともに、VCとのネットワークを有する者を充てること。

- 資金調達相談窓口との連携

受託事業者は、県が別途発注する統括マネージャー・ビジネスプランコンテスト事業実施委託業務において設置予定の資金調達相談窓口への相談案件をパートナーVCに紹介する等、業務相互の連携を図ること。

- その他スタートアップ支援機関等との連携

事業実施にあたっては、産業界や大学のステークホルダーと十分な連携を図ること。

- 事業報告書の提出

2024年3月29日までに、プログラム全体に係る報告書を提出する。（電子データ）

(6) 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

	事業者	県	備考
1. あいちパートナーVC制度の運営			
パートナーVCとの連絡調整	○	△	
パートナーVC候補の提案	○	△	一部は県が提案

	事業者	県	備考
パートナーVC の認定	△	○	事業者が審査を補助し、認定は県が行う。
2. パートナーVC とスタートアップの定期的なミートアップ機会の提供			
ミートアップ事業の開催	○	△	PRE-STATION Ai 利用時の会場手配は県
パートナーVC との調整	○	△	
スタートアップの募集・発掘	○	○	県は記者発表やメルマガ、個別の声掛けを実施
キャピタリストがコミュニティに参画するきっかけづくり	○	—	
3. 資金調達に関する相談体制の整備			
SNS 等を用いた資金調達相談体制の整備	○	—	
4. 資金調達勉強会等プログラムの開催			
勉強会の開催（2回）	○	—	
スタートアップ・事業会社等の募集	○	○	県は記者発表やメルマガ、個別の声掛けを実施
交流機会の提供	○	—	
4. 関連業務			
パートナーVC 等への旅費支給	○	—	
WEB ページの作成	○	△	県は WEB 更新の補助
SNS 等を用いた情報発信	○	△	
事業会社の巻き込み	○	△	

○主担当 △補助

※イベントには県職員も参加するため、会場設営等は協力して行うものとする。

4. その他

- (1) 本事業と連携することで、効果的と思われる事業がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案すること。
- (2) 事業実施に当たっては、県との十分な連携の上実施すること。
- (3) 事業内容については、本仕様書及びスタートアップ資金調達支援事業企画提案書募集要領に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、事業の実施に当たっては、県と十分に協議すること。

- (4) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 製作物（チラシ、事業実施報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。また、受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (8) 本事業は国の地方創生推進交付金を利用するものである。受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (9) 本事業について、会計実地検査が行われる時は、協力すること。
- (10) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (11) 本件に関して、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託事業者が協議する。
- (12) 当事業に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて委託事業者の負担とする。